

飯能市入札の執行手続等に関する要領

(平成13年告示第34号)

(趣旨)

第1条 この要領は、飯能市契約規則（平成12年規則第1号。以下「規則」という。）で定める競争入札について、公正で適正な執行をするための手続等を定めるものとする。

(入札執行者等)

第2条 入札執行者は、市長が指定した者とする。

2 入札執行者は、入札を執行するに当たり、職員に補助させることができる。

(入札執行の準備)

第3条 入札執行者は、入札場所として入札の執行が適正に行われるような場所を選定するとともに、入札執行者側と入札参加者側の配置について十分配慮するものとする。

2 入札執行者は、入札の執行に先立ち、入札箱、予定価格調書の封書、くじその他入札の執行に必要なものを準備しなければならない。

(入札の中止等)

第4条 市長は、当該競争入札において、妨害、不正行為、連合その他入札を公正に執行することができない事由が生じ、又は生じるおそれがあると認められるときは、入札を延期し、停止し、又は中止することができる。

2 前項の規定により入札を延期し、停止し、又は中止したときは、直ちに当該入札に参加する資格を有する者に通知しなければならない。

(入札執行の開始)

第5条 入札執行者は、入札期日において、あらかじめ通知した時刻になったときは、当該入札に参加する資格を有する者を順次入札場所に入室させ、当該入札を執行する旨を宣言するものとする。

2 入札執行者は、当該入札に参加する資格を有する者の氏名又は名称を読み

上げて当日の出席状況を確認するものとする。

- 3 入札執行者は、一般競争入札においては、一般競争入札参加資格審査結果通知書を提示させ、当該入札に参加する資格を有する者の確認を行うものとする。
- 4 入札執行者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類を提出させ、当日の出席者の確認を行うものとする。
 - (1) 当該入札に応じる権限を有する者が出席している場合 本人の名刺
 - (2) 当該入札に応じる権限を委任された者が出席している場合 委任状
- 5 入札場所に入室できる者は、当該入札に参加する資格を有する者又はその者から委任された者で、入札当日入札場所において入札する者（以下「入札参加者」という。）に限るものとする。
- 6 第2項及び第3項の確認が終了した以後は、入札場所への入室は原則として認めないものとする。
- 7 入札参加者の入札執行途中での退室は、認めないものとする。

(入札書等の提出)

第6条 入札執行者は、必要に応じて入札参加者に次に掲げる事項を周知した後、入札書に必要事項を記載させ、記名押印のうえ、封書にして入札箱に投入させるものとする。

- (1) 入札書には見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載する旨
 - (2) 最低制限価格、調査基準価格又は失格基準価格を設けた場合はその旨
 - (3) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 入札執行者は、前項の入札書の提出の際に併せて次に掲げる書類を提出させるものとする。
 - (1) 入札保証金の納付を求めた場合においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類
 - イ 入札保証金を納付した者 領収書の写
 - ロ 入札保証金に代わる担保を納付した者 保管有価証券預り証
 - ハ 入札保証保険契約を締結した者 保険証券の写

- ニ 入札保証金の免除の決定を受けた者 入札保証金免除決定通知書の写
 - (2) 入札金額の見積内訳書の提出を求めた場合においては、当該見積内訳書
 - (3) 資料等の提出を求めた場合においては、当該資料等
 - (4) 前各号に掲げるもののほか必要な書類
- 3 前項の規定により提出された書類は、開札する前に確認するものとする。

(郵便等による入札書の提出)

第7条 郵便又はインターネットを利用しての入札は、認めないものとする。
ただし、市長が指定したものについては、この限りでない。

(入札書の書替え等の禁止)

第8条 入札執行者は、提出された入札書の書替え、引換え又は撤回をさせてはならない。

(開札)

- 第9条 開札は、第6条の規定による書類の提出後、直ちに当該入札場所において入札参加者の立会いのもとに行わなければならない。
- 2 開札の際に、入札した者が入札場所にいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。
 - 3 入札執行者は、開札を宣言したうえで直ちに入札書の封書を開封し、それぞれの入札の有効・無効の審査を行わなければならない。
 - 4 入札執行者は、入札書を入札価格順に整理し、予定価格の110分の100に相当する価格（以下「入札比較価格」という。）との対比を行わなければならない。
 - 5 入札執行者は、最低制限価格、調査基準価格又は失格基準価格を設けたときは、前項の対比に加えて当該最低制限価格、調査基準価格又は失格基準価格の110分の100に相当する価格との対比を行わなければならない。
 - 6 入札執行者は、前3項の審査及び対比に引き続き、第6条第2項第2号の規定により提出された見積内訳書の審査を行うものとする。

(入札の無効)

第10条 規則第16条第1号から第10号までに規定する入札及び入札の際に提出を求めた書類を提出しない者がした入札、最低制限価格を設けた場合において当該最低制限価格未満の価格に係る入札その他入札の条件に違反した入札並びに開札後直ちに錯誤の申し出があったものに係る入札は、無効とする。

(開札結果の発表)

第11条 開札の結果は、開札終了後、最低の入札価格をもって落札者とする場合にあつては入札価格の低いものから順に、最高の入札価格をもって落札者とする場合にあつては入札価格の高いものから順にその入札者名及び入札価格を読み上げることにより発表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、無効の入札については、その入札価格は発表しないものとする。

(落札者の決定)

第12条 入札執行者は、当該入札比較価格の制限の範囲内で、最低の入札価格をもって入札した者を落札者とする場合にあつては最低の入札価格をもって入札した者を、最高の入札価格をもって入札した者を落札者とする場合にあつては最高の入札価格をもって入札した者を落札者とする。

(くじによる落札者の決定)

第13条 入札執行者は、落札とすべき価格と同額の入札が複数あるときは、直ちに当該入札をした者に、まず落札者を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により落札者を決定するくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項のくじ引きに当たり、当該入札をした者が入札場所にいないとき又はくじを引かないときは、これに代わって当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

3 前2項の規定により落札者を決定したときは、くじによる落札者決定調書

(様式第1号)を作成し、くじを引いた者に署名・押印をさせるものとする。

(落札者の発表等)

第14条 入札執行者は、落札者を決定したときは、直ちに当該入札場所においてその旨を発表するとともに、落札者に対し口頭でその旨を通知するものとする。

(落札者決定の保留)

第15条 調査基準価格を設けた場合において、当該調査基準価格の110分の100に相当する価格未満の価格(以下「低入札価格」という。)をもって入札した者があるときは、入札執行者は、第12条の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、次に掲げる事項を調査したうえで落札者を決定する旨を告げて、当該入札を終了する。また、失格基準価格を設定している場合において、失格基準価格の110分の100に相当する価格未満をもって入札した者は失格とする旨を併せて告げるものとする。

(1) 当該低入札価格によっては、当該入札をした者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるものであるか否か。

(2) 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるものであるか否か。

2 前項の場合において、入札比較価格の制限の範囲内の入札(低入札価格以外の価格をもって入札した者にあつては、最低の価格のものに限る。)の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者に、まず順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせて順位を決定する。

3 前項の規定により落札候補者順位を決定したときは、次に掲げる順位決定書を作成し、くじを引いた者に署名・押印をさせるものとする。

(1) 低入札価格で入札した者の順位を決定した場合 くじによる落札候補者順位(低入札価格で入札をした者の順位)決定書(様式第2号)

(2) 低入札価格以外で入札した者の順位を決定した場合 くじによる落札候補者順位(低入札価格以外で入札をした者の順位)決定書(様式第3

号)

4 第13条第2項の規定は、前項の場合において準用する。

第16条 総合評価競争入札の場合において、当該入札比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者があるときは、入札執行者は、第12条の規定にかかわらず、落札者の決定を保留し、後日当該入札をした者の入札価格及び性能等を総合評価基準によって評価したうえで落札者を決定する旨を告げて、当該入札を終了する。

(低入札価格による入札の調査)

第17条 低入札価格による入札があったときは、市長が別に定めるところにより、当該低入札価格による入札を調査したうえで落札者を決定する。

(再入札等)

第18条 入札執行者は、市長が別に定めるところにより、予定価格を入札前に公表した場合において、入札を行った結果、当該予定価格の制限の範囲内の入札がなかったときは、当該入札を閉鎖し、後日あらためて入札を行うものとする。

2 前項の規定により後日入札を行う場合においては、入札の条件等を変更しなければならない。

3 入札執行者は、予定価格を入札前に公表しない場合において、入札を行った結果、当該予定価格の制限の範囲内の入札がなかったときは、直ちに再入札を行うものとする。この場合において、無効の入札を行った者は、再入札には参加することができない。

4 前項の規定による再入札は、1回とする。

5 入札執行者は、第3項の規定により再入札を行った結果、それでも当該予定価格の制限の範囲内の入札がなかったときは、当該入札を閉鎖し、当該再入札における低位二者による見積りによって、随意契約の方法により契約を締結することができる。

(議会の議決を要する契約)

第19条 飯能市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第3号)第2条の規定により、議会の議決を要する契約の締結については、議会の議決を得るまでは仮契約とし、議会の議決を得たときは本契約とみなす旨を明記した契約書を取り交わすものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めのない事項については、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年告示第10号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第110号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年告示第197号)

この告示は、平成22年7月6日から施行する。

附 則(平成26年告示第27号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月18日決裁)

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第13条関係）

くじによる落札者決定調書

_____について、
_____年____月____日に競争入札に付したところ、落札となるべき同価格の入札をした者が____人あったので、地方自治法施行令第167条の9（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、次の当該同価格の入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

同価格入札者の氏名又は名称

- 1 _____
- 2 _____
- 3 _____
- 4 _____
- 5 _____

くじ引き参加者の署名

このくじ引きについては、異議ありません。

落札者 会社名 _____
氏名 _____ 印

非落札者 会社名 _____
氏名 _____ 印

非落札者 会社名 _____
氏名 _____ 印

非落札者 会社名 _____
氏名 _____ 印

非落札者 会社名 _____
氏名 _____ 印

上記のとおりくじ引きを行い、落札者を決定した。

入札執行者 _____ 印

様式第2号（第15条関係）

くじによる落札候補者順位（低入札価格で入札をした者の順位）決定書
_____について、_____年
____月____日に競争入札に付したところ、設定した調査基準価格の110分の100に相当する価格未満の入札があったため落札者の決定は保留する。なお、落札者は低入札価格調査を実施し、総合評価落札方式により決定するものとするが、低入札価格の範囲内で同価格の入札をした者が____人あったので、次の当該同価格の入札者にくじを引かせて落札候補者の順位を決定する。

同価格入札者の氏名又は名称

- 1 _____
- 2 _____
- 3 _____
- 4 _____
- 5 _____

くじ引き参加者の署名

このくじ引きについては、異議ありません。

【順位】

- | | | |
|-----|-----|---------|
| 第1位 | 会社名 | _____ |
| | 氏名 | _____ 印 |
| 第2位 | 会社名 | _____ |
| | 氏名 | _____ 印 |
| 第3位 | 会社名 | _____ |
| | 氏名 | _____ 印 |
| 第4位 | 会社名 | _____ |
| | 氏名 | _____ 印 |
| 第5位 | 会社名 | _____ |
| | 氏名 | _____ 印 |

上記のとおりくじ引きを行い、落札候補者の順位を決定した。

入札執行者 _____ 印

様式第3号（第15条関係）

くじによる落札候補者順位（低入札価格以外で入札をした者の順位）決定書
_____について、_____年
____月____日に競争入札に付したところ、設定した調査基準価格の110分の100に相当する価格未満の入札があったため落札者の決定は保留する。なお、落札者は低入札価格調査を実施し、総合評価落札方式により決定するものとするが、入札比較価格の制限の範囲内にあり、低入札価格以外で最低の価格をもって入札をした者が____人あったので、次の当該同価格の入札者にくじを引かせて落札候補者の順位を決定する。

同価格入札者の氏名又は名称

- 1 _____
- 2 _____
- 3 _____
- 4 _____
- 5 _____

くじ引き参加者の署名

このくじ引きについては、異議ありません。

【順位】

- | | | |
|-----|-----|---------|
| 第1位 | 会社名 | _____ |
| | 氏名 | _____ 印 |
| 第2位 | 会社名 | _____ |
| | 氏名 | _____ 印 |
| 第3位 | 会社名 | _____ |
| | 氏名 | _____ 印 |
| 第4位 | 会社名 | _____ |
| | 氏名 | _____ 印 |
| 第5位 | 会社名 | _____ |
| | 氏名 | _____ 印 |

上記のとおりくじ引きを行い、落札候補者の順位を決定した。

入札執行者 _____ 印